

令和7年度 内灘町多子世帯学校給食費助成金交付制度のお知らせ

小中学校に在籍する児童生徒の多子世帯の保護者に対し、学校給食費の一部を助成します。

※中学生の学校給食費無償化により助成対象が変更となっています。

<助成対象>

内灘町に住所を有し、内灘町立小学校ならびに特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒を3人以上養育する保護者に対し、その内の低学年2人を除く児童生徒を対象として助成金を交付します。

(例) 小学5年生・小学3年生・小学1年生を養育する場合・・・小学5年生の学校給食費を助成

中学2年生・小学6年生・小学2年生を養育する場合・・・対象外

<助成金の額>

支給対象となる児童生徒の在籍学校に応じて、助成金の額が変わります。

- (1) 内灘町立小学校に在籍している場合は、対象となる児童生徒分として保護者が負担する学校給食費の額
- (2) 特別支援学校に在籍している場合は、本町学校給食費と保護者が負担する学校給食費を比較してどちらか低い方の額

※ 国または地方公共団体から、学校給食費の全部または一部の給付を受けた場合には、給付額を除いた額を助成します。

(就学援助制度や特別支援教育就学奨励制度より学校給食費の給付を受けている場合など)

<申請の方法>

次の書類を5月9日(金)までに内灘町教育委員会学校教育課の窓口までご提出ください。

- (1) 内灘町多子世帯学校給食費助成金交付申請書
- (2) 通帳の「振込先銀行・支店・口座番号・口座名義」が確認できる部分の写し

※ 提出期限を過ぎた場合は、提出月分の学校給食費から助成の対象とします。

※ 特別支援学校に在籍する児童生徒が助成対象となる場合は、特別支援教育就学奨励費の通知を学校から受取り次第、写しをご提出ください。

<助成の方法>

5月(4月分)の納付済の学校給食費については、申請者(保護者)指定の口座に振り込みます。(6月を予定)

6月(5月分)以降の納入は不要となり、学校給食費に直接充てさせていただきます。

(口座振替による引き落としはありません。)

<その他>

- ・認定されるまで学校給食費はこれまでどおりお支払いください。
- ・申請書は毎年度提出していただく必要があります。
- ・申請後に支給要件を満たさなくなった場合は、すみやかにお知らせ願います。

<提出先・お問合せ先>

内灘町教育委員会学校教育課

〒920-0292 内灘町字大学1丁目2番地1

(内灘町役場3階)

TEL : (076) 286-6717 FAX : (076) 286-6714